

1 調査名称：都市計画道路整備計画策定調査

2 調査主体：上牧町

3 調査圏域：上牧町管内

4 調査期間：平成30年度～平成31年度

5 調査概要：

上牧町の都市計画道路の整備状況は、計画延長14.41kmのうち、7.86kmが整備済みである。また町内9路線のほとんどが昭和40年から50年代に都市計画決定されており、約35%に当たる4.99kmが未着手であり、未着手区間の建築制限が長期化している。

計画当初と比べて人口減少等社会情勢が変化し、大型商業施設の出店等で交通量が変化している等、町内の未着手都市計画道路について、改めてそのあり方を検討する必要が生じている。また予算が縮減される中、事業の実現性を踏まえ、平成31年度以降の都市計画道路の効率的な整備を検討する必要がある。

以上の理由から、現在の社会情勢を踏まえ、長期未着手の都市計画道路について「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン（H22、奈良県）」に基づき、将来を見据えた新たな都市計画道路網として必要性や代替性を検証し、見直しを行う。

I 調査概要

1 調査名称：都市計画道路整備計画策定調査

2 報告書目次

1. 業務概要

1.1. 業務名

1.2. 業務の目的

1.3. 業務委託機関

1.4. 業務受託機関

1.5. 履行期間

1.6. 業務の内容

1.7. 業務の対象区間

1.8. 業務の実施フロー

2. 上牧町道路網の現況調査と整理・分析

2.1. 都市計画道路見直しの背景と目的

2.2. 現況調査と分析

2.3. 上位・関連計画の整理

2.4. 見直し対象路線

2.5. 交通量観測

3. 都市計画道路の見直し方針案の検討

3.1. 見直し検証の流れ

3.2. 必要性の検証

3.3. 代替性の検証

3.4. 実現性の検証

4. 都市計画道路の存続、廃止の検討

4.1. 見直し検討対象路線

4.2. 見直し対象区間の考え方

4.3. 必要性の検証及び代替性の考え方

4.4. 必要性の検証

4.5. 必要性・代替性の検証結果

4.6. 見直し対象路線の都市計画道路カルテ

5. 都市計画道路の見直し案作成

5.1. 都市計画道路の見直し案

6. 実現性の検証

参考資料

会議運営補助

交通量調査

将来交通量推計による量的検証

パブリックコメント資料

隣接市町説明資料

打合せ議事録

3 調査体制

上牧町都市計画道路見直し検討委員会 (委員長：上牧町副町長)

4 委員会名簿等：

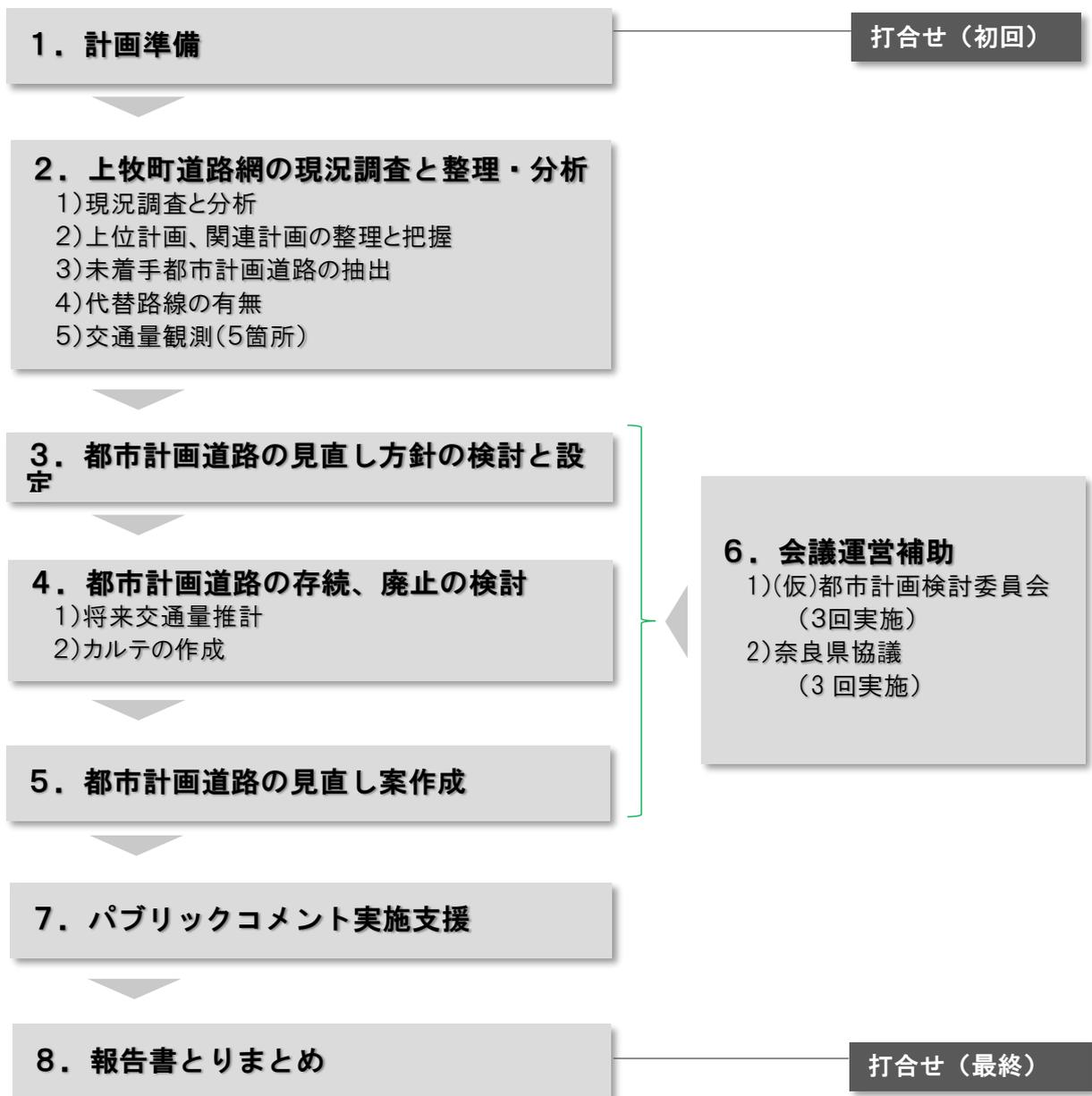
	所属	役職等
委員長	上牧町	副町長
委員	上牧町総務部	部長
委員	上牧町都市環境部	部長
委員	上牧町水道部	部長
委員	上牧町住民福祉部	部長
委員	上牧町教育部	部長
アドバイザー	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室奈良県都市計画室	室長補佐
アドバイザー	奈良県高田土木事務所計画調整課	課長

II 調査成果

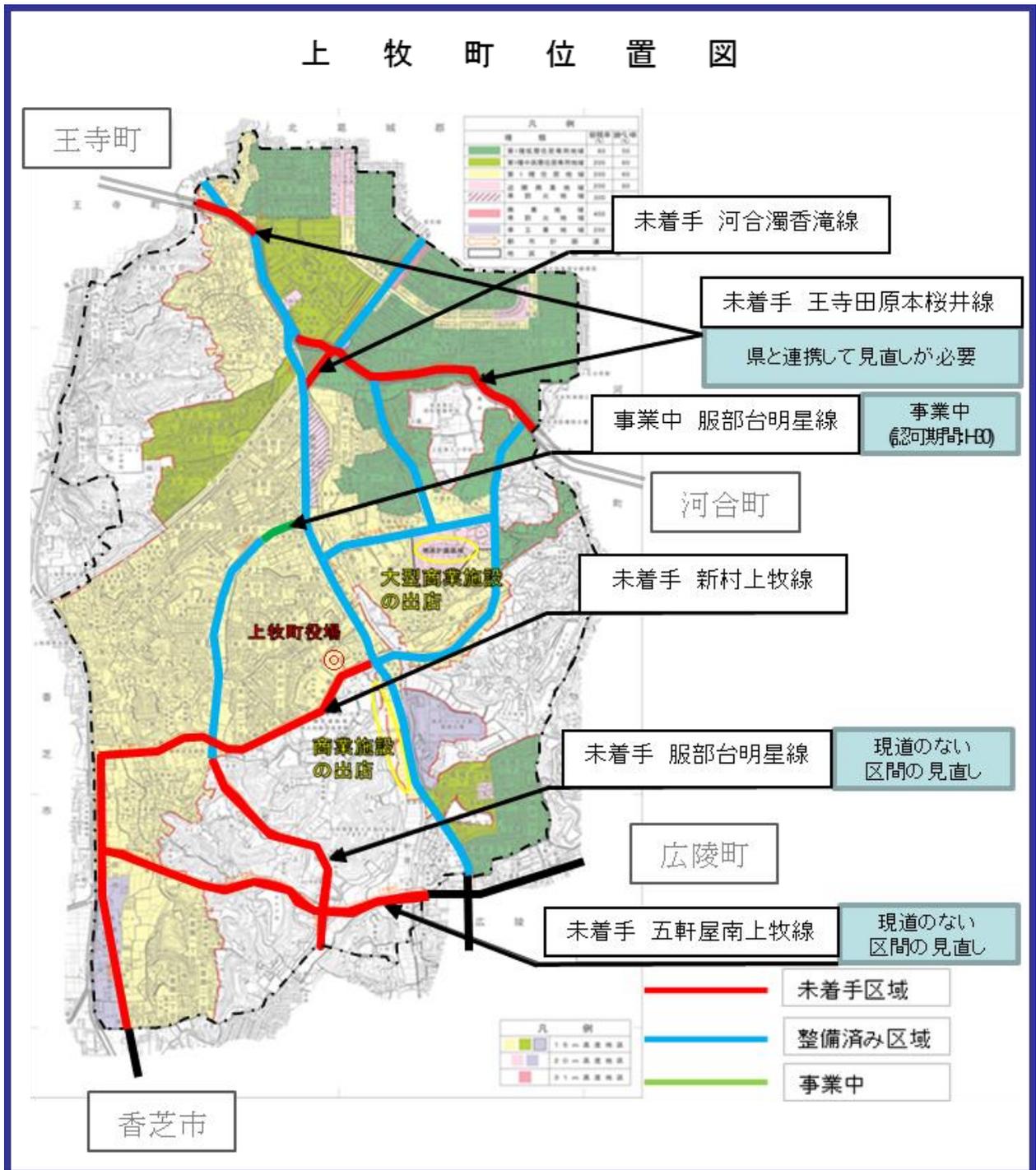
1 調査目的

本町の道路網の現状を把握し将来都市像及び将来交通量等から都市計画道路の必要性について、定量的・定性的な観点から検証を行い、必要に応じて都市計画道路の見直しを検討することを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

都市計画道路見直しの背景と目的

都市計画道路とは、都市における円滑な交通を確保し、健全で良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、都市計画法に基づいてルートや幅員などが決められた都市の骨格となるものである。

これまでの都市計画は、人口増加・市街地の拡大を前提として計画を行ってきたが、人口減少・高齢化社会の到来、人口増加に合わせて拡大してきた市街地の低密度化等に伴い、成長型から成熟型（都市機能の集約・コンパクトなまちづくり）への変化が求められている。

上牧町においても、人口が 2005 年（平成 17 年）以降減少傾向にあり、世帯数は増加傾向であることから、1 世帯当たり人員も減少しており、核家族化が進行しているといえる。また、年少人口・生産年齢人口が減少する中、高齢人口は増加が続いており、少子高齢化が進んでいます。これらの傾向は今後も続くことが予測されている。

このような社会情勢の変化にともない、自動車を利用する人口も減少することが予測されるため、「未着手」の都市計画道路については、計画当初と比べてその必要性が現時点では認められなくなっている可能性がある。

また、未着手であるため、円滑な交通ネットワークの形成ができていない恐れがある箇所があるほか、都市計画決定後も未着手の状態が長く続くと、地権者には長期にわたり建築制限を強いることにもなる。

更に、近年の住民の価値観の変化やライフスタイルの多様化、安全安心意識の高まり等の理由により、都市計画の観点のみならず、福祉や教育など「多様なまちづくりの観点」での見直しを行うことが重要である。

そこで、未着手の都市計画道路について、平成 22 年 7 月に奈良県が策定した「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（以下、「見直しガイドライン」という。）に基づき、現在の社会経済情勢や上位計画、都市計画マスタープランなどで示される本町の目指すべき都市将来像に対応した、真に必要な都市計画道路としてあらためてその必要性を多角的な視点から検証し、見直し案を作成する。

■ 見直し対象路線

本町における都市計画道路の見直し対象路線は、改良済及び事業中の路線・区間を除き、区間を除き、未着手の概成済・未整備となっている以下の路線・区間を対象とします。

見直しにあたっては、都市計画道路同士の交差点で区分し、この区分した区間ごとに検証を行います。

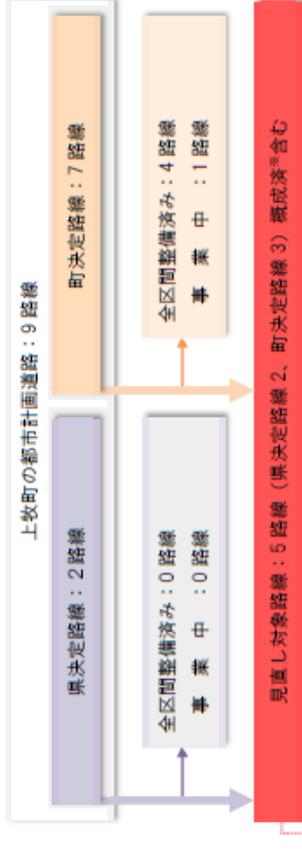


表 見直し対象路線

区間	路線名	標準幅員	車線数	備考①	検討対象区間
1	3-4-51 王寺田原本坂井線	14~16	2	県決定	・1-1・1-3・1-4・1-5・1-6
2	3-4-730 河合湾香滝線	12~16	2	町決定	・2-2
3	3-4-732 五軒屋南上牧線	16~18	2	町決定	・3-1・3-2
4	3-4-733 新村上牧線	14~16	2	県決定	・4-3・4-4・4-5・4-6
5	3-4-734 原部台明聖線	16	2	町決定	・6-2・6-3

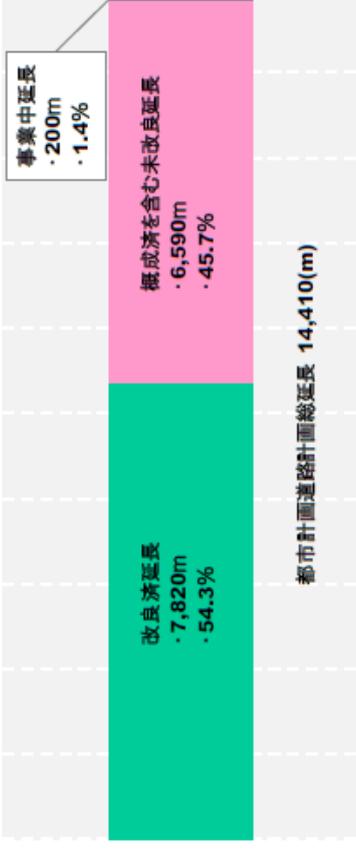
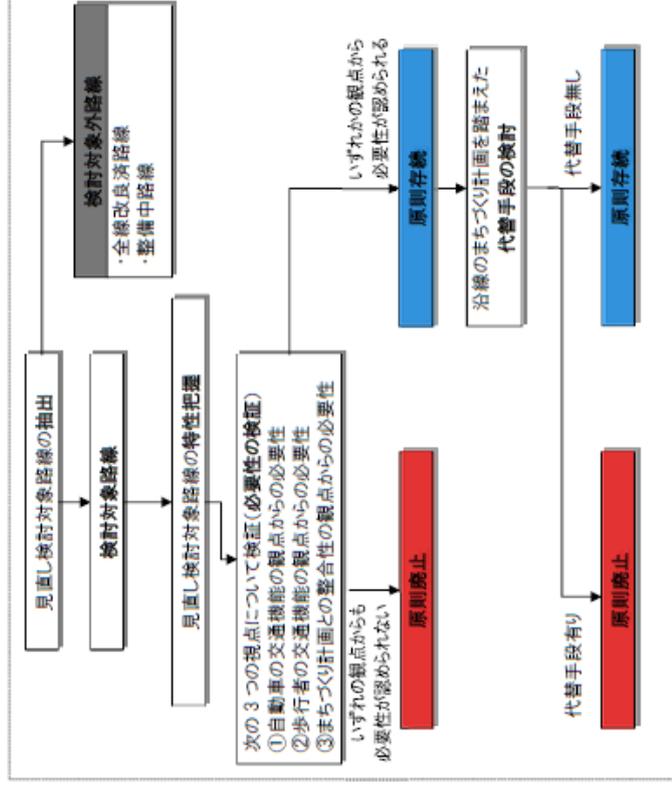
※概成済延長：概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を有する区間。

■ 見直し対象路線区間の考え方

見直しの検証対象は、路線全体を検証するのではなく、各都市計画道路を区分し、区分した区間ごとで評価を行います。

区分する箇所は、存続・廃止の検討により、上牧町全体の道路がネットワークしているかを確認するため、都市計画道路同士の交差点とすることを基本とします。

(見直し検証フロー)



必要性の検証及び代替性の考え方

都市計画道路に対する必要性は、『奈良県都市計画道路の見直しガイドライン/平成22年7月/奈良県』を参考に、「①自動車の交通機能の観点」、「②歩行者等の交通機能の観点」、「③牧町のまちづくり計画との整合性」について客観的な指標を用いて評価します。上記ガイドラインに示される必要性の検証項目及び代替性の考え方を下表に示します。

観点	機能	必要性の検証項目	代替性の考え方
自動車の交通機能の観点	通行機能	円滑性	<ul style="list-style-type: none"> 当該路線の歩道が改善しているか。 『奈良県みんなのできる道路解消プラン/H25.3奈良県』における「改善が著しい箇所」としての位置づけがあるか。 当該路線又は並行路線の特長の混雑緩和に寄与するか。 将来交通量を踏まえ、自動車のボトルネック発現に該当する箇所の混雑緩和に寄与するか。 『奈良県みんなのできる交通安全対策プラン/H22.2奈良県』における「事故危険箇所」としての位置づけがあるか。
	アクセス機能	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策プラン/H22.2奈良県において「事故危険箇所」としての位置づけがあるか。 交通安全強化に資する点利用
	安全性・円滑性・アクセス機能	交通結節点利用	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全強化に資する点利用 都市計画マスタープラン等に位置づけられているか。 『奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン/H23.7奈良県』の中で、サイクルリンクルートに位置づけられているか。
	通行機能	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 通行経路として指定されているか。 「あんしん歩行エリア」として指定されているか。 歩行者の安全で快適な通行環境の確保に資するか。（歩道の整備状況）
歩行者等の交通機能の観点	滞留機能	円滑性	<ul style="list-style-type: none"> 「上牧町バリアフリー基本構想」における重点整備地区の対象となる路線の位置づけがあるか。 土地区画整理事業や市街地開発事業などの面的整備地区内の都市計画道路としての位置づけがあるか。 企業立地などを支援する都市計画道路としての位置づけがあるか。 果や町の緊急輸送道路に位置づけられているか。 防災拠点にアクセスしているか。
	通行機能	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策プラン/H22.2奈良県において「事故危険箇所」としての位置づけがあるか。 交通安全強化に資する点利用
七牧町のまちづくり計画との整合性	市街地形成機能	滞留機能	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者と自転車利用者が良好に通行できる機能を有している場合は、機能代替を果たすものとする。 交通安全対策プラン/H22.2奈良県において「事故危険箇所」としての位置づけがあるか。 交通安全強化に資する点利用
	防災空間機能	滞留機能	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が、交通安全対策プラン/H22.2奈良県において「事故危険箇所」としての位置づけがあるか。 歩道の確保に代わる構造はないため代替性は考えないものとする。 「上牧町バリアフリー基本構想」で示されている方針に沿った整備が完了している場合は機能代替を果たすものとする。
	防災空間機能	滞留機能	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が、交通安全対策プラン/H22.2奈良県において「事故危険箇所」としての位置づけがあるか。 歩道の確保に代わる構造はないため代替性は考えないものとする。 「上牧町バリアフリー基本構想」で示されている方針に沿った整備が完了している場合は機能代替を果たすものとする。
	防災空間機能	滞留機能	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が、交通安全対策プラン/H22.2奈良県において「事故危険箇所」としての位置づけがあるか。 歩道の確保に代わる構造はないため代替性は考えないものとする。 「上牧町バリアフリー基本構想」で示されている方針に沿った整備が完了している場合は機能代替を果たすものとする。

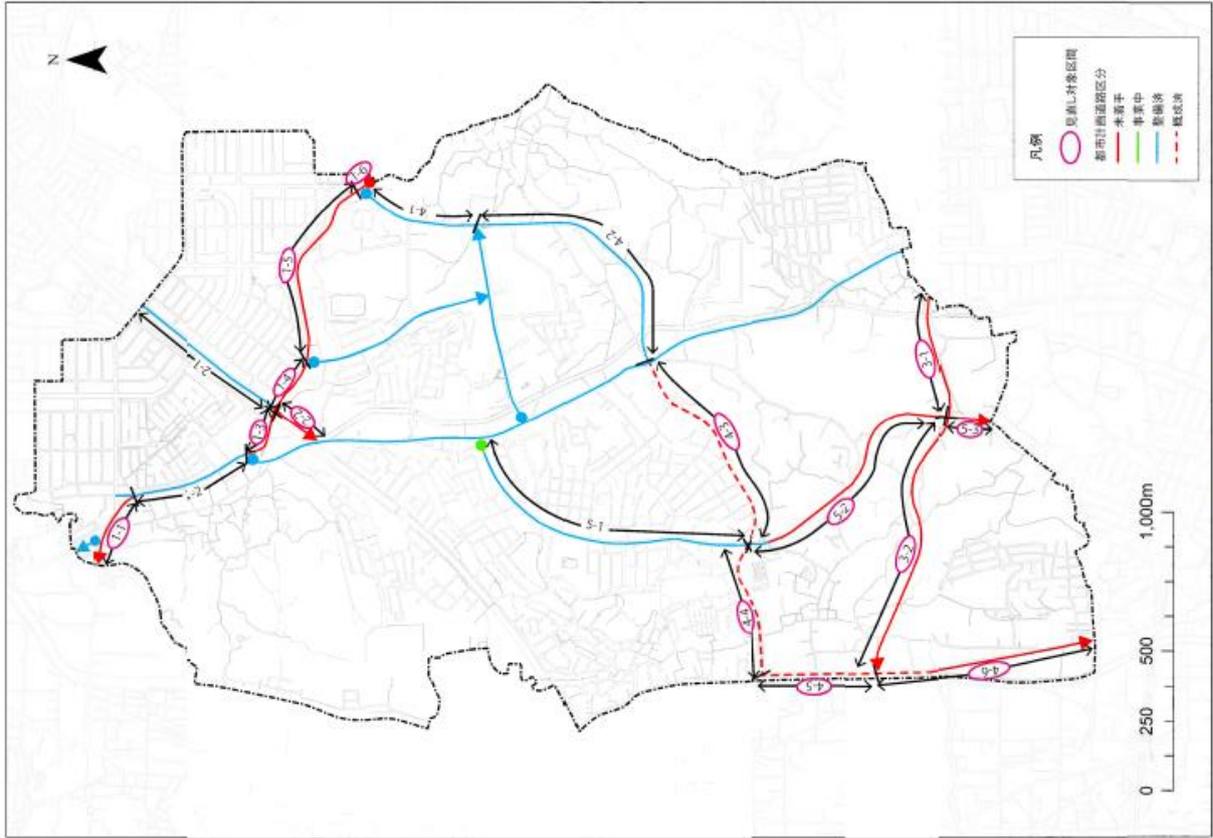


図 見直し対象路線と区画割

■ 必要性の検証及び代替性の検証結果

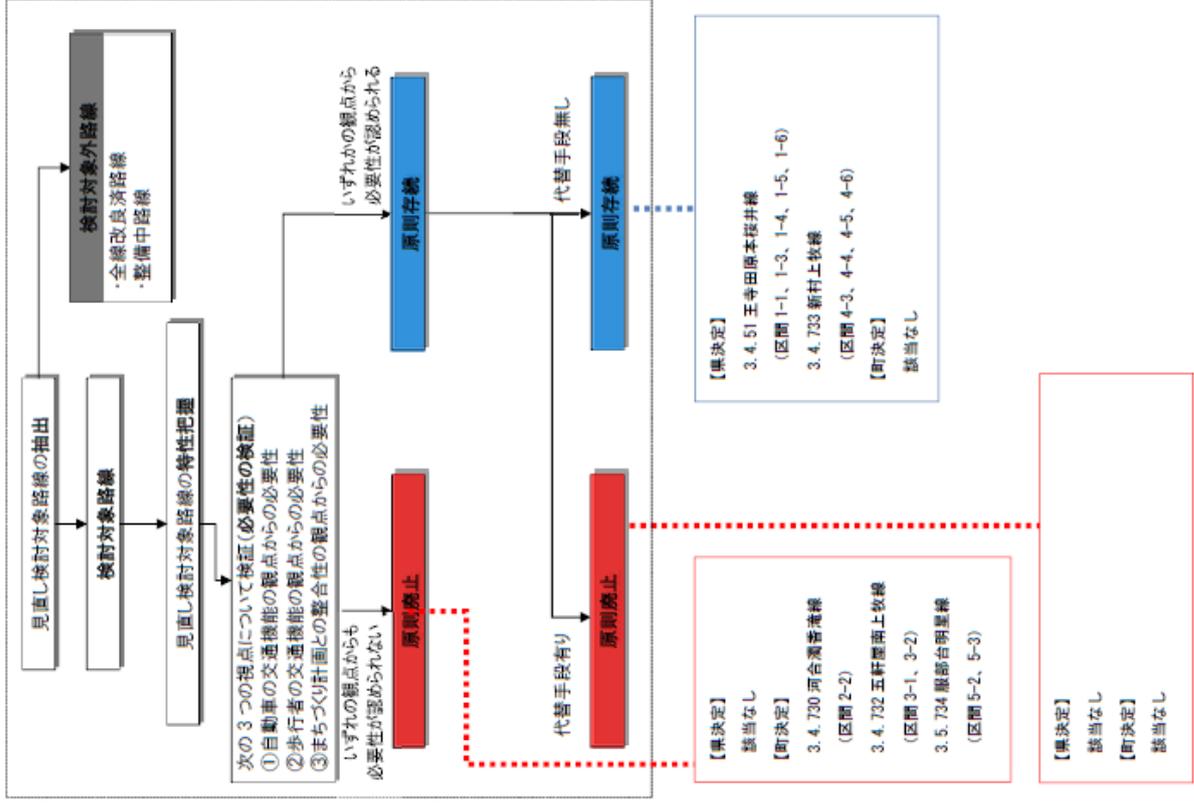
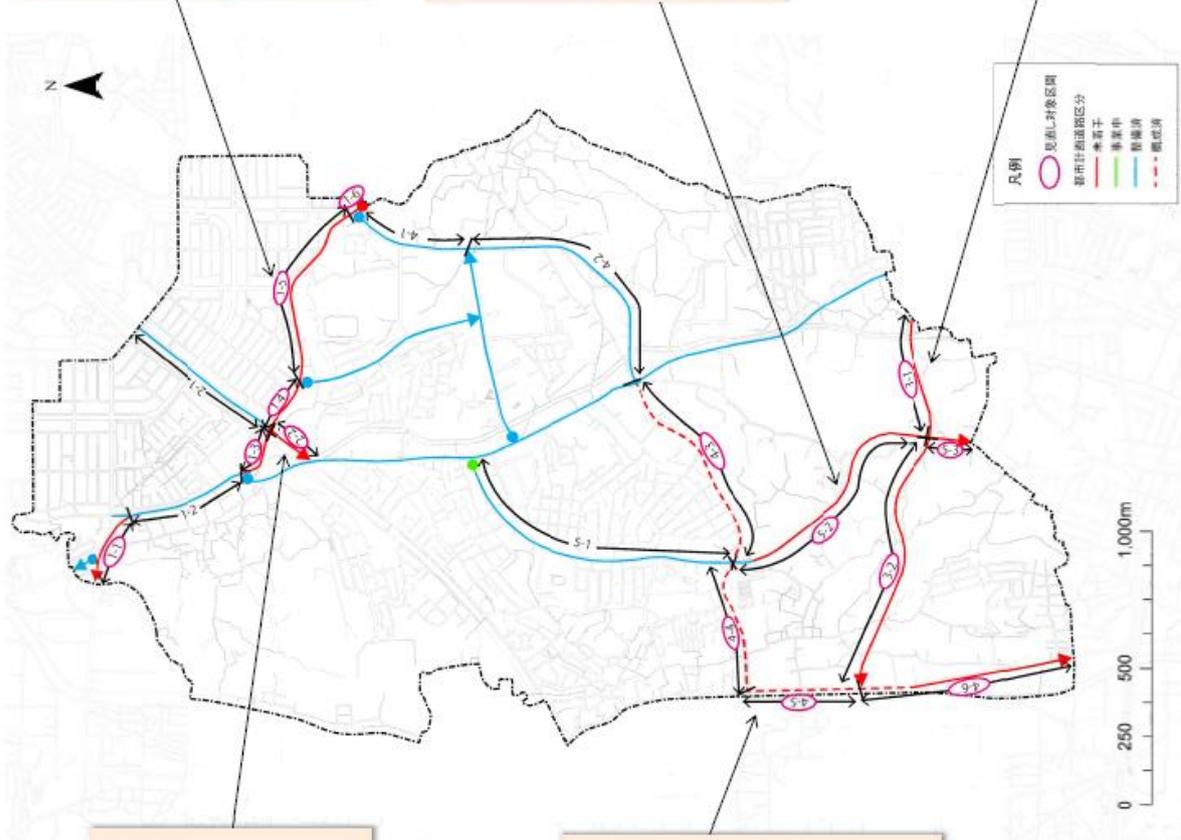


表 路線区間ごとの見直し結果

番号	都市計画番号		路線名	見直し結果		決定自治体
	種別	系線番号		種別	系線番号	
1-1	3	4	50	王寺田原本程井線	存続候補	奈良県
1-3	3	4	50	王寺田原本程井線	存続候補	奈良県
1-4	3	4	50	王寺田原本程井線	存続候補	奈良県
1-5	3	4	50	王寺田原本程井線	存続候補	奈良県
1-6	3	4	50	王寺田原本程井線	存続候補	奈良県
2-2	3	4	730	河合湾香滝線	廃止候補	上牧町
3-1	3	4	732	五軒屋南上牧線	廃止候補	上牧町
3-2	3	4	732	五軒屋南上牧線	廃止候補	上牧町
4-3	3	4	733	新村上牧線	存続候補	奈良県
4-4	3	4	733	新村上牧線	存続候補	奈良県
4-5	3	4	733	新村上牧線	存続候補	奈良県
4-6	3	4	733	新村上牧線	存続候補	奈良県
5-2	3	4	734	服部台明星線	廃止候補	上牧町
5-3	3	4	734	服部台明星線	廃止候補	上牧町

■ 路線ごとの見直し結果の概要



■ 3-4-51 王寺原本橋井線
見直し対象区画は都市計画マスタープランにおいて、地域間交流軸に位置付けられており、路線一体で必要性が認められ、代替機能を有する路線も認められない重要な路線。

■ 検証評価値
存続候補路線
■ 今後の課題
通学路に指定されている区間もあり、歩道が整備されていない等、歩行者の安全性確保が必要である。

■ 3-4-734 飯部台明屋線
当該路線は現道が無く、いずれの観点からも必要性は認められず、上牧町都市計画道路見直し検討委員会において廃止候補路線とすることを決定。

■ 検証評価値
廃止候補路線
■ 今後の課題
香芝市につながる路線であるため、香芝市との調整を図り合意を得た。

■ 3-4-732 五軒置瀬上牧線
当該路線は現道が無く、いずれの観点からも必要性は認められず、都市計画道路見直し検討委員会においては、並行路線や広域連携の観点から存続の意見もあったが、庁内の説明により廃止候補路線とすることを決定。

■ 検証評価値
廃止候補路線
■ 今後の課題
広陵町につながる路線であるため、広陵町との調整を図り合意を得た。

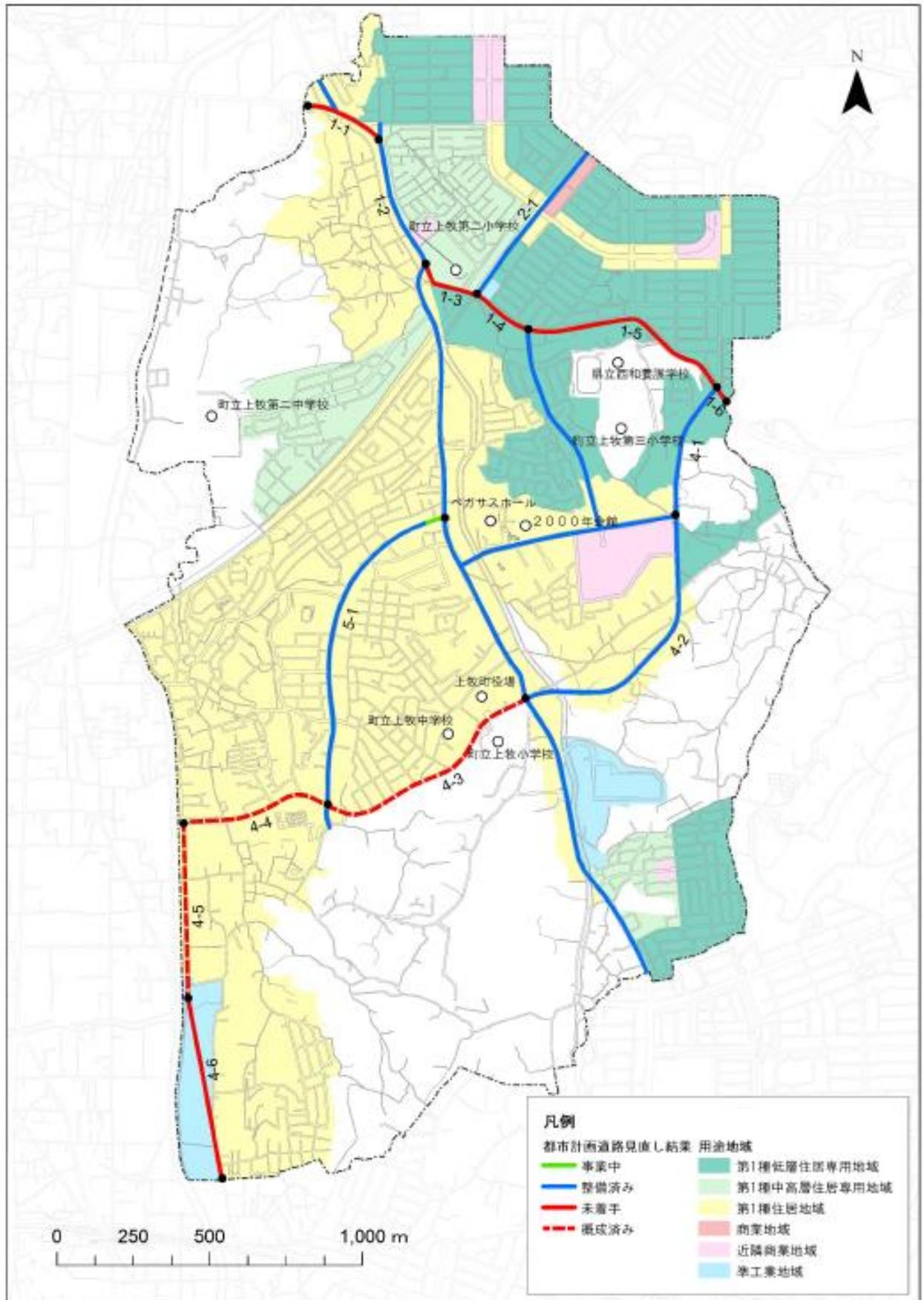
■ 3-4-730 河合瀬香滝線
当該路線はいずれの観点からも必要性は認められず、上牧町都市計画道路見直し検討委員会において廃止候補路線とすることを決定。

■ 検証評価値
廃止候補路線
■ 今後の課題
廃止による影響は無いため特になし

■ 3-4-733 新村上牧線
見直し対象区画は都市計画マスタープランにおいて、地域間交流軸に位置付けられており、路線一体で必要性が認められ、代替機能を有する路線も認められない重要な路線。

■ 検証評価値
存続候補路線
■ 今後の課題
「上牧町バリアフリー基本構想」に位置付けられており歩行者等の安全性の向上に資する整備が求められる。

■ 見直し後の都市計画道路網図



【参考資料 2】 必要性が認められなかった路線区間の代替性の検証

必要性の検証では、3.4.51 王寺田原本桜井線（区間 1-1、1-3～1-6）、3.4.733 新村上教線（区間 4-3～4-6）、3.5.734 服部台明星線（区間 5-2）がいずれかの検証で必要性が認められた。代替性の検証では、これらの必要性があると評した路線・区間に対し、その必要性に対する代替手段を検討する。

■ 3.4.51 王寺田原本桜井線（区間 1-1、1-3、1-4、1-5、1-6）

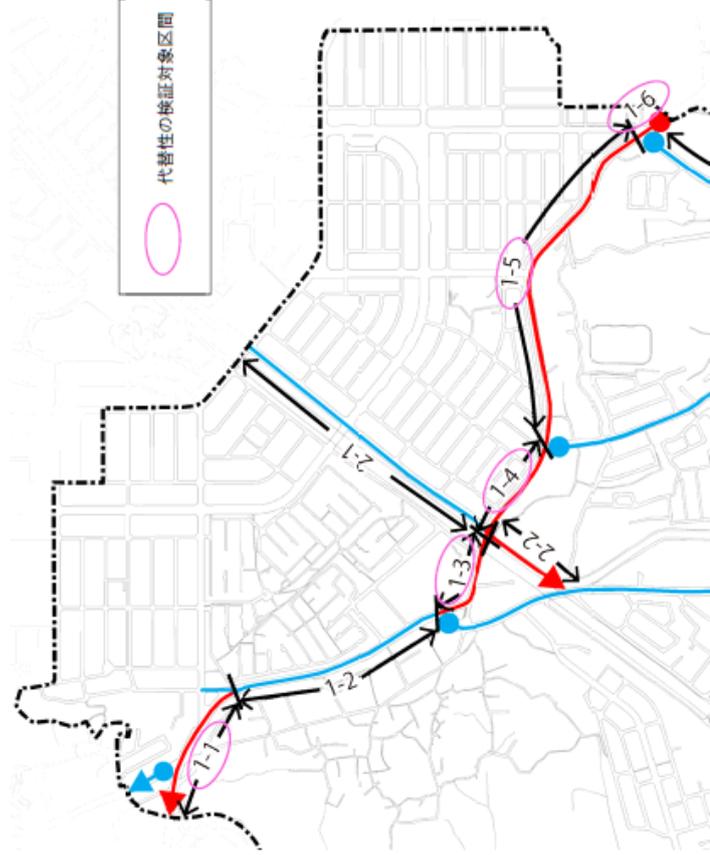
3.4.51 王寺田原本桜井線は、昭和 39 年に都市計画決定された道路であり、計画決定後 54 年が経過している。都市計画決定当初の目的は、決定当時本町の市街地の膨張及び交通量の増加が著しく、将来の発展に対処するために決定されたものである。

表：3.4.51 王寺田原本桜井線（検討区間 1-1） 代替性の検証

区間:1-1	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車等の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通輸送に位置づけられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を担う路線である。当該路線は王寺町と河合町間を結ぶ地域間交通軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
まちづくり計画との整合性の観点	緊急輸送道路に位置づけられているか	奈良県指定の第 2 次緊急輸送道路に位置づけられている。	あり
判定		【存続候補路線】	

表：3.4.51 王寺田原本桜井線（検討区間 1-3） 代替性の検証

区間:1-3	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車等の交通機能の観点	交通結節点へのアクセス強化に資するか	隣接町や鉄道駅に結節する民営バスルートに位置づけられている。現道は 2 車線あり、機能代替を果たしている。	あり
歩行者等の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通輸送に位置づけられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を担う路線である。当該路線は王寺町と河合町間を結ぶ地域間交通軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
まちづくり計画との整合性の観点	通学路として指定されているか	一部、上牧第二小学校の通学路として位置づけられている。現道は一部で片側の歩道が整備されており、歩行者が良好に通行できる機能を有していないため機能代替を果たしていない。また、機能代替を果たす道路はないため代替性はない。	なし
判定	緊急輸送道路に位置づけられているか	上牧町指定の第 3 次緊急輸送道路に位置づけられている。	あり
	防災拠点にアクセスしているか	現道は 2 車線であることから、機能代替を果たしている。地区の中心的な防災拠点である上牧第二小学校にアクセスしている。現道は 2 車線であり、機能代替を果たしている。	あり
		【存続候補路線】	



図：代替性の検証区間

表：3.4.51 王寺田原本程井線（検討区画1-4） 代替性の検証

区画:1-4	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通軸に位置付けられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を図る路線である。当街路線は王寺町と河合町間を結ぶ地域間交流軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
歩行者等の交通機能の観点	通学路として指定されているか	一部、上牧第二小学校の通学路として位置付けられている。現道は歩道が整備されており、歩行者が良好に通行できる機能を有していないため、機能代替を果たす道路はない。また、機能代替を果たす道路はないため、代替性はない。	なし
まちづくり計画との整合性の観点	歩行者の安全で快適な通行環境の確保に資するか	現道には歩道が無く、安全な歩行者空間が確保されていない。歩道の機能代替はないと考えるため、代替性はない。	なし
判定	緊急輸送道路に位置付けられているか	上牧町指定の第3次緊急輸送道路に位置付けられている。現道が2車線であることから、機能代替を果たしている。	あり
		【存続候補路線】	

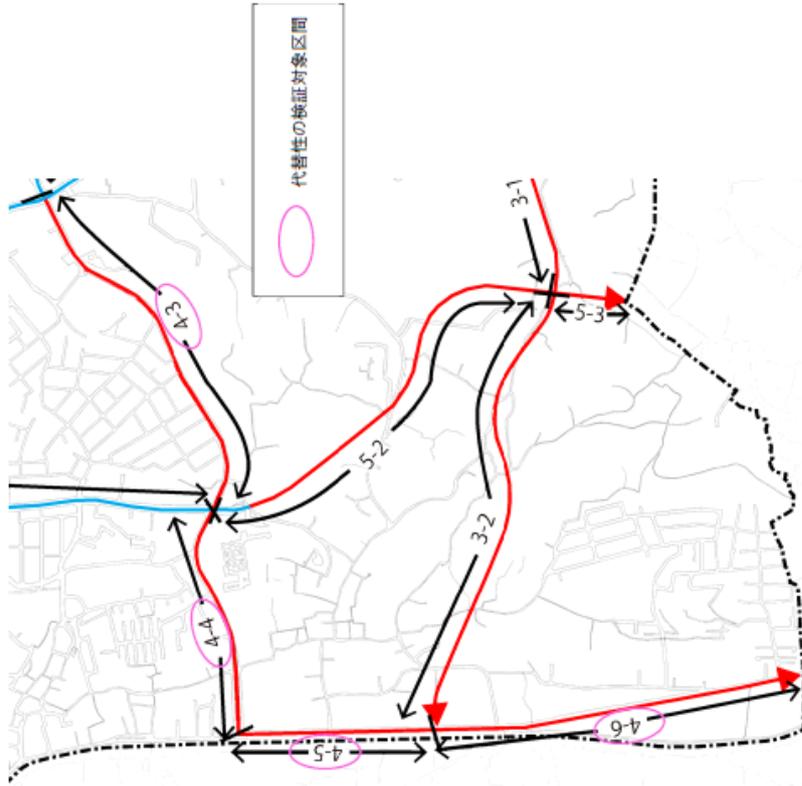
表：3.4.51 王寺田原本程井線（検討区画1-6） 代替性の検証

区画:1-6	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通軸に位置付けられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を図る路線である。当街路線は王寺町と河合町間を結ぶ地域間交流軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
まちづくり計画との整合性の観点	緊急輸送道路に位置付けられているか	奈良県指定の第2次緊急輸送道路に位置付けられている。現道が2車線であることから、機能代替を果たしている。	あり
判定	防災拠点にアクセスしているか	災害時の消防活動の拠点となる奈良県西和消防署前分署にアクセスしている。現道は2車線であり、機能代替を果たしている。	あり
		【存続候補路線】	

表：3.4.51 王寺田原本程井線（検討区画1-5） 代替性の検証

区画:1-5	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通軸に位置付けられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を図る路線である。当街路線は王寺町と河合町間を結ぶ地域間交流軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
歩行者等の交通機能の観点	歩行者の安全で快適な通行環境の確保に資するか	現道には一部歩道が無く、安全な歩行者空間が確保されていない。歩道の機能代替はないと考えるため、代替性はない。	なし
まちづくり計画との整合性の観点	緊急輸送道路に位置付けられているか	上牧町指定の第3次緊急輸送道路に位置付けられている。現道が2車線であることから、機能代替を果たしている。	なし
判定	防災拠点にアクセスしているか	遊樂場所として指定されている桜ヶ丘2丁目公園にアクセスしている。現道は2車線であり、機能代替を果たしている。	あり
		【存続候補路線】	

- 3.4.733 新村上牧線（区間 4-3、4-4、4-5、4-6）
 3.4.733 新村上牧線は、昭和 47 年に都市計画決定された道路であり、計画決定後 46 年が経過している。都市計画決定当初の目的は、住宅地の環境に恵まれていた当時の開発に対処するため、市街化区域内を整備して、合理的な土地利用と交通の円滑を図り、将来の発展に資するために決定されたものである。



図：代替性の検証区間

表：3.4.733 新村上牧線（検証区間 4-3） 代替性の検証

区間:4-3	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車等の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通輸送に位置づけられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を図る路線である。当街路線は香芝市と河台町間を結ぶ地域間交通軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
歩行者等の交通機能の観点	通学路として指定されているか	上牧新小中学校の通学路として位置づけられている。歩道が整備されており、歩行者が良好に通行できる機能を有しているため機能代替を果たしており、代替性がある。	あり
まちづくり計画との整合性の観点	「上牧町ハリアー基本構想」における重点整備地区の対象となる路線の位置づけがあるか	重点整備地区にあり生活関連経路として位置づけられている。生活関連経路として指定されている区間での整備は行われておらず、代替機能を実現していないため、代替性はない。	なし
	緊急輸送道路に位置づけられているか	上牧町指定の第 3 次緊急輸送道路に位置づけられている。現道が 2 車線であることから、機能代替を果たしている。	あり
	防災拠点にアクセスしているか	災害時の本町の災害対策本部が設置される上牧町立場をはじめ、地区の防災拠点である上牧小学校や上牧中学校など、多くの主要な防災拠点にアクセスしている。現道は 2 車線で構成済みであり、機能代替を果たしている。	あり
評定	【存続候補路線】		

表：3.4.733 新村上牧線（検討区間 4-4） 代替性の検証

区間:4-4	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通軸に位置付けられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を担う路線である。当街路線は香芝市と河合町間を結ぶ地域間交流軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
歩行者等の交通機能の観点	「上牧町バリアフリー基本構想」における重点整備地区の対象となる路線の位置づけがあるか	重点整備地区にあり生活関連経路として位置づけられている。生活関連経路として指定されている区間での整備は行われておらず、代替機能を有していないため、代替性はない。	なし
	歩行者の安全で快適な通行環境の確保に資するか。	現道には一部歩道が無く、安全な歩行者空間が確保されていない。歩道の機能代替はないと考えるため、代替性はない。	なし
まちづくり計画との整合性の観点	緊急輸送道路に位置付けられているか	上牧町指定の第3次緊急輸送道路に位置づけられている。現道が2車線であることから、機能代替を果たしている。	あり
	景観形成や沿道環境保全の都市空間ネットワークの位置づけがあるか	「かんまき笹ゆり回廊」でサンシャイングリーンベルトに位置付けられている。歩行空間としての整備が行われていない箇所があるため、代替性はない。	なし
判定	【存続候補路線】		

表：3.4.733 新村上牧線（検討区間 4-5） 代替性の検証

区間:4-5	必要性評価項目	代替手段	代替性
自動車の交通機能の観点	都市計画マスタープラン等に位置づけられているか	都市計画マスタープランで地域間交通軸に位置付けられており、隣接都市との通勤、交流、情報・物資輸送など地域間の連携強化を担う路線である。当街路線は香芝市と河合町間を結ぶ地域間交流軸であり、ネットワークの連続性の観点から、機能代替を果たす道路は無く、代替性はない。	なし
まちづくり計画との整合性の観点	緊急輸送道路に位置付けられているか	上牧町指定の第3次緊急輸送道路に位置づけられている。現道が2車線であることから、機能代替を果たしている。	あり
	景観形成や沿道環境保全の都市空間ネットワークの位置づけがあるか	「かんまき笹ゆり回廊」でサンシャイングリーンベルトに位置付けられている。既にサンシャイングリーンベルトとして歩行空間の整備が行われているため機能代替を果たしている。	あり
判定	【存続候補路線】		